

## 平成 28 年度における幼児教育の段階的無償化に伴う保育所等の利用者負担軽減について

低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の段階的無償化に向けた負担軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令の一部改正（平成 26 年政令第 213 号）が行われた。

このことに伴い、中野区における保育所等の利用者負担額についても、一部改正する必要がある。今後、国の改正内容と、中野区における利用者負担軽減の実施状況とを踏まえ、必要な条例改正等の手続きを行う。

### 1 国の改正内容

(1) 年収約 360 万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第 2 子を半額、第 3 子以上を無償化する。

(同一の世帯のきょうだいの最年長から第 1 子、第 2 子と数える。)

(2) 年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等について、第 1 子は現行の半額、第 2 子以上は無償化とする。

(3) 軽減する利用者負担額は、国が示す利用者負担の上限額を超えない範囲で、区市町村が定める。

(4) 適用日

平成 28 年 4 月 1 日

### 2 今後の予定

平成 28 年中野区議会第 2 回定例会において、中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例及び中野区立幼稚園条例に係る一部改正案を提案する予定である。